

下市町空き家売買時の不動産仲介手数料補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町内にある空き家の有効活用による移住定住促進及び地域の活性化を図るため、下市町空き家バンクに登録された物件（以下「空き家」という。）の売買契約に要する不動産仲介手数料に対し、予算の範囲内において下市町空き家売買時の不動産仲介手数料補助金（以下「補助金」という。）を交付するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家登録者 下市町空き家バンク設置要綱第 4 条第 2 項の規定により登録完了の通知を受けた者をいう。
- (2) 利用登録者 下市町空き家バンク設置要綱第 7 条第 2 項の規定により登録完了の通知を受けた者をいう。
- (3) 仲介手数料 宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号)第 46 条第 1 項に規定する宅地建物取引業者が受けることのできる報酬をいう。

(補助対象者)

第 3 条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、下市町空き家バンクに登録された物件の売買により仲介手数料を支払った者であって、次の第 1 号及び第 2 号のいずれかに該当する者で、第 3 号から第 5 号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 利用登録者と物件の売買契約を締結した空き家登録者
- (2) 空き家登録者と物件の売買契約を締結した利用登録者
- (3) 利用登録者は、補助金の対象となる空き家を 5 年以上活用する意思を有すること。
- (4) 納付すべき町税等の滞納がない者。
- (5) 下市町暴力団排除条例（平成 24 年 3 月下市町条例第 1 号）の規定により制限されている者でないこと。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、空き家登録者と利用登録者との間で売買契約が成立したときに、空き家登録者又は利用登録者が宅地建物取引業者に支払った仲介手数料（消費税等含む）する。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)とし、165,000円を限度とする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、下市町空き家売買時の不動産仲介手数料補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 物件に係る売買契約書の写し
- (2) 建物及び土地の登記事項証明書の写し(利用登録者のみ)
- (3) 宅地建物取引業者に支払った仲介手数料に係る請求書及び領収書の写し等の支出証拠
- (4) 下市町空き家バンク登録完了通知書の写し
- (5) 町税等に滞納がないことを証する書類
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 前項の交付申請ができる期間は、補助対象経費の支払いをした日から起算して60日を経過した日又は補助対象経費の支払いをした日の属する会計年度の末日いずれか早い日までとする。

(交付決定及び額確定)

第7条 町長は、前条第1項の規定により下市町空き家売買時の不動産仲介手数料補助金交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し適当と認められるときは下市町空き家売買時の不動産仲介手数料補助金交付決定及び額確定通知書(第2号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の補助金の交付決定及び額確定をする場合において、補助金交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(交付の条件)

第8条 第7条第1項の規定により交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第14条に規定する報告や調査等に協力すること。
- (2) 補助金に関する領収書等関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存すること。

(補助金の交付)

第9条 交付決定者は、下市町空き家売買時の不動産仲介手数料補助金交付請求書(第3号様式。以下「請求書」という。)により補助金の請求をするものとする。

2 町長は前項の規定による請求書を受理したときは、速やかに交付決定者に補助金を交付するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第 10 条 交付決定者は、この補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(交付決定の取消し)

第 11 条 町長は、交付決定者が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当したときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 交付決定者が利用登録者である場合において、交付決定者が補助金の対象となる空き家へ転入又は転居した日から5年を経過することなく住所を移動したとき。ただし、やむを得ない特別の事由があり、町長が認める場合はこの限りでない。
- (3) 交付決定の内容又はこの要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第 12 条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金の返還を命じることができる。

(財産の処分制限)

第 13 条 交付決定者は、補助事業により取得した空き家を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、町長の承認を受けたときは、この限りではない。

(調査等)

第 14 条 町長は、必要があると認めるときは交付決定者に報告を求め、又は担当職員に実施調査を行わせることができる。

(他法令との関係)

第 15 条 国、県並びに町の規定に基づき交付を受ける他の空き家売買時の不動産仲介手数料に係る補助金等の対象経費として含まれていないこと。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和11年度の予算執行終了をもって効力を失うこととする。